

※本意見書に記載の事項について、代理人は依頼者(申請者)並びに建築施工に係る者に遺漏なく伝達するとともに、物件を第三者に引き渡す場合においては維持管理に伴う事項について必ず引き継ぐ様、申請者に伝達すること。(代理人を設けない場合は、申請者が実施すること)

排水設備並びに給水引込管を含む給水装置は個人の資産であり、修繕や清掃は所有者で行わなければならない事を説明すること。

※申請地における上下水道の供給状況等を確認し、状況に応じて必要な申請、工事を行うこと。

※別途協議を行う際は、給排水設備に関する詳細な図面・資料を用意すること。

※給排水設備工事完了後において、点検管理が容易に行える状況を確認すること。(外構工事で蓋を埋めない・管の土被り及び勾配を確認する等)

※給排水設備の完了検査実施は、完了届(検査依頼)の受付後に竣工図書等の内容確認を行った上で実施するため、

受付より3開庁日程度期間を要することに留意すること。(検査日程は原則毎週月、火、木曜日のみ)

下水道関連 (文中の「排水管」は「雨水管」、「污水管」の双方を指す)

・排水設備(污水・雨水)に係る設計・施工については精華町排水設備指定工事業者によるものとし、排水設備等計画確認申請書は当該施設の基礎工事着手までに提出すること。(基礎工事前に許可を得ていることが望ましい)

・仮設トイレを設置し、公共下水道への放流を行う場合は、事前に一時使用に係る申請を行うこと。

・(物件が建替えの場合)建替え前の排水設備を撤去し公共污水樹への接続に際し再度穿孔を必要とする場合、不要となる穿孔部は外部から木根等が侵入しないよう補修・対策を行うこと。

また建替え中、下水道を使用しない場合は公共下水道使用休止の届出など、必要に応じた手続きを行うこと。

・申請物件が薬品を使う業種の場合は、別途協議を行うこと。

また申請物件において営利目的の活動を行う場合も、別途協議を行うこと。

・本町における汚水処理は分流式であるため、誤接続なきよう設計・施工にあたること。

・樹間の最大間隔は、その樹間で使用する管内径の120倍以内とする。

・キッチンのシンク(流し台)排水は、油脂分離樹に流入させること。

・食洗機の排水は、油脂分離樹又はインバート樹もしくはトラップ樹に接続すること。

・油脂分離樹にはキッチン排水及び食洗機排水以外の流入は行わないこと。

・トイレからの排水は、段差(30mm)付のインバート樹を使用すること。

但し、1)「トイレの設置箇所が排水設備の最上流である場合」、2)「連続して設置されたトイレの下流側の排水である場合」はこの限りではない。

・排水管の勾配として使用する管口径が

1)内径100mm以上150mm未満の場合	2.0%以上
2)内径150mm以上200mm未満の場合	1.5%以上

を確保すること
なお内径200mm以上の場合は、別途協議すること

・雨水樹の設置にあたっては、管の流出入高さに10mmの段差を設けること。

・雨水樹及び污水樹(新たに設置する公共污水樹を含む)について、樹深さが1500mmを超える場合は、別途協議を行うこと。

・排水管の埋設深さについて、公共污水樹との接続箇所は土被り300mm以上、排水管の最上流部においては200mm以上を確保すること。

・上階からの汚水排水等で管を露出する場合は、VP管もしくは耐候性塗装が施された管(カラー管)を使用するなど、紫外線対策を行うこと。

裏面に続く

- ・足洗い場(ガーデンパン)の排水について
 - 1) 雨水へ接続する場合は洗剤等を使用しないこと。
併せて排水設備の図面に「洗剤等は使用しません」と明記し、申請者の署名・押印すること。
 - 2) 洗剤等を使用する場合は汚水へ接続し、屋根で覆うなど雨水の流入対策を行うこと。
- ・配管作業においては、屈曲箇所には必ず柵を設置すること。
- ・既定の柵が設置可能な地中の有効寸法を確保できる建物配置とすること。(雨水柵250mm以上、分離柵300mm以上、その他汚水柵250mm以上)
- ・汚水柵、雨水柵の設置場所が車両等の乗り入れ部にある場合は、耐圧蓋等を使用すること。
- ・公共汚水柵は適切な管理に努め、木根の侵入が無いよう付近に植樹を行わないこと。また管理空間を適切に設けること。
(一般的な汚水柵の場合、管理空間として横方向80cm以上×奥行き60cm以上×高さ70cm以上を確保すること)
- ・公共汚水柵周辺を駐車場とする場合は、車が直接踏まない位置になるよう駐車位置の調整や防護蓋を使用するなど対策を施すこと。
なお対策を行わず蓋等が破損した場合は当該土地管理者の負担で修繕を行うこと。
- ・公共汚水柵への接続は原則1箇所とする。なお2方向流入となる場合は、100mm以上の差を設けること。また事前に協議を行うこと。
- ・排水設備の申請と現場竣工に著しい変更がある場合は、完了届提出までに協議を行うこと。
なお基準に合致しない場合などは現場検査までに改善措置を施すこと。
- ・完了届提出前に施工業者による自主検査を実施し、本町の排水設備基準に準拠していることを確認すること。
なお、家屋引渡し(入居)までに検査を終えるよう行程調整を行うこと。
(検査は敷地内全域が対象となるため、検査日が外構工事等と日程が重ならないよう余裕をもって日程調整を行うこと。)
- ・現場完了検査の結果、手直し、書類の訂正その他指摘や指示事項があった場合は速やかに(概ね7日程度)手直し作業を行い、
必要に応じ資料(訂正図面、写真等)を提出し再検査を受けること。なお期限内の再検査の受検が出来ない場合は、理由書を提出すること。

上水道関連

- ・上水道の供給を受けようとする場合は、精華町水道指定給水装置工事事業者の施工による給水に係る申請書を提出すること。
- ・地上3階より上の階層に給水栓等を設ける場合、若しくは本管水圧変動による供給圧力の変化を避けたい場合は受水槽を設置すること。
また受水槽容量算定の資料を作成し、上下水道課と協議を行うこと。
- ・①事業所・集合住宅(二世帯住宅を含む)など場合、②受水槽を使用する場合は、使用水量計算書を添付し、別途協議を行うこと。
- ・量水器二次側直近にバルブ若しくは逆止構造を有する器具を設けること。
- ・量水器ボックス設置箇所においては適切な管理空間を設け、定期的な取り替えが容易に行えるような状況を確認すること。
(管理空間として横方向80cm以上、奥行き60cm以上、高さ70cm以上を確保すること)
- ・量水器ボックス周辺を駐車場とする場合は、量水器ボックスを車両が踏まないよう駐車位置を調整するなど、対策を行うこと。
- ・蓋等が破損した場合は使用者若しくは土地管理者の負担で修繕を行うこと。
- ・給水装置工事完了届提出前に施工業者による自主水圧検査等を実施し、漏水等が無いことを確認しておくこと。
家屋引渡し(入居)までに竣工検査を終えるよう行程調整を行うこと。
検査対象が全水栓(建物内含む)となるため、検査日が他工事(外構、内装等)の施工等と日程が重ならないよう余裕をもって日程調整を行うこと。
検査員到着時に水圧確認が即座に行えるよう、水圧テスト装置を事前に設置しておくこと。ただし加圧は検査員到着後とする。 以上